



2023年5月12日

各位

会社名 明治海運株式会社
代表者名 代表取締役社長COO 内田 貴也
(コード番号 9115 東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役 笹原 弘崇
電話番号 (03) 3792-0811

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り商号の変更および定款の一部変更について2023年6月29日開催予定の第169回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 商号変更の理由

当社は海運業を祖業として1911年5月に設立して以来、事業を発展させてまいりました。現在、当社グループは海運業以外にも、ホテル、不動産等の事業を展開するに至っております。多業種化したグループの中核として当社が一体感を創出し、当社グループが持続可能な企業集団として更なる成長を成し遂げるべく、商号の変更を行うものであります。

(2) 新商号

明海グループ株式会社 (英文表記: Meiji Shipping Group Co., Ltd.)

(3) 変更予定日

2023年10月1日(予定)

※本商号変更は、2023年6月29日開催予定の第169回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「1. 商号の変更について」記載の商号変更を行うべく現行定款第1条を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第1条 当社は明治海運株式会社と称し、英文ではMEIJI SHIPPING CO., LTD.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>明海グループ株式会社</u> と称し、英文では <u>Meiji Shipping Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(新設)	(附則) <u>1 第1条(商号)の変更は、2023年10月1日から効力を生ずるものとする。但し、2023年9月30日までに開催される取締役会において、これと異なる日を効力発生日とすることを決定した場合には、新たに定められた日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 本附則は、第1条(商号)の変更の効力発生日の経過後にこれを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 2023年10月1日(予定)

以 上